

# 第 28 回「上海IPG」会合

日時:2007年5月16日(水)

場所:上海龍之夢麗晶大酒店

司会進行:宮原貴洋

## 【第1部 各種連絡事項】

宮原(ジェットロ上海)

本日は報告事項が多いので、急ぎ足で進めさせていただきます。

最初に配布資料のご説明を簡単にします。各配布資料はこのあとの連絡事項に出てきますので、連絡事項で触れない部分だけご紹介します。資料 11 は、前回の会合でお配りした年度計画のリヴァイズ版となります。前回お配りしたものは、幹事会の日程に少し不備がありましたのと、その後の事情変更で予定等に多少の変化がありましたので、今回最新版を同封しています。配布資料 16 から資料 18 は、2006 年度に私ども事務局と上海 IPG が協力して行った調査の報告書と、上海市から発行された書類に関する翻訳物です。今回、情報提供のために同封しています。

資料 16 は、最近になって上海市の知的財産連席会議から発表された 2006 年上海知的財産権発展と保護状況白書です。こちらは、昨年 of 上海市における知財保護の政府の取組みについて、詳細を記載しています。資料 17 は、上海市・江蘇省知的財産権関連司法・行政関係組織調査報告書で、冊子としてお配りしています。こちらはジェットロ上海から委託をしまして、イメージとしては知財の

タウンページのような想定してお調べしたものです。概ね上海市・江蘇省の知的財産関連部門の連絡先、職能等が記載されていますので、今後の業務等にご活用いただければと存じます。資料 18 は、上海市の法律事務所、専利・商標の代理事務所に対して行ったアンケート結果を取りまとめたものです。大体 300 数十社にアンケートを配布しまして、こちらからご提示した各種条件を呑んでいただいた上ご回答いただいたのが、約 30 社です。その 30 社の情報について取りまとめているので、こちらにも必要に応じ、ご活用いただければと存じます。

今回資料 15 ということで、今年度の上海 IPG のメンバーリストを配布しています。こちらは事務局で一応確認したのですが、不備等がありましたら次回の会合までに事務局宛にメールないし電話、FAX でご連絡いただければ、次回に修正版をお配りする所存です。最後に、今日の会合では講演として、MATTEL 様より模倣品対策等々のご講演をいただきますが、その資料の配布が遅れまして最初の封筒の中に入らずに、皆様の机の上にポンと置いてありますので、これについてももし不足等がありましたら受付までお申し出いただければと存じます。資料の説明は以上です。

次に、上海 IPG の新規メンバーをご紹介します。今回は 9 社が新規にメンバーとなっております。私からお一人ずつ呼びますので、簡単なご挨拶をいただければと存じます。最初に石原産業の張様、お願いします。

張氏(石原産業)

皆さんこんにちは。はじめまして。石原産業北京代表処の張盈娜と申します。今回、上海 IPG に参入させていただきまして、大変感謝申し上げます。

石原産業は 1980 年代から、中国向けに農薬製品を輸出していました。中国にて我が社が農薬事

業を強化するために、3 年前に北京で事務所を開設しました。我が社の農薬製品は、北方の黒竜江省から南の海南島まで販売使用されています。現在問題になっているのはトウモロコシの除草剤であるニコスルフロンの特許侵害、商標侵害で、100%の模造品です。また、南で販売されている殺虫剤アタプロンの商標侵害もあり、これも 100%の模造品です。特に東北三省では、使用シーズのときニコスルフロンの模造品、商標侵害品がよく出回っています。さらに華東地区、華南地区でもアタプロンの模造品、商標侵害も出ています。この度、上海 IPG に参入させていただき、今後は IPG グループの皆様のご協力をいただきながら、この活動に取り組んでいきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

宮原 (ジェットロ上海)

三星食品の濱様、お願いします。

濱氏 (日本三星食品)

こんにちは。三星食品株式会社の濱です。今回、住友化学の津田様のご紹介もありまして、上海 IPG に参加することになりました。よろしくお願いします。

当社は、日本で菓子、特にシュガーレスキャンディに特化した形での製造販売をやっています。今回は海外への展開ということで、昨年 7 月から上海に駐在事務所を設立しまして、調査・研究を進めています。今後はこういう IPG を通じまして、いろいろと模造品対策等を勉強していきたいと思っていますので、皆さんよろしくお願いします。

宮原(ジェトロ上海)

上海ダムの清水様、お願いします。

清水氏(上海麗達商標)

皆様はじめまして。上海ダムの清水です。今回上海 IPG に参加させていただきまして、本当に感謝しています。

上海麗達と書いてありますが、通称上海ダムと呼ばれています。上海ダムは「ダム」と書いてありますので、ダムを造っている会社かと思われがちなのですが、日本にも本社、日本ダムがありまして、洋服に付けますブランドネームの製造販売を上海で行っています。この IPG を通じて、いろいろな情報を弊社も取り入れさせていただきまして、今後の製品開発に利用させていただきたいと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願いします。

宮原(ジェトロ上海)

日星産業の中山様、お願いします。

中山氏(日星産業)

はじめまして。日星産業上海の中山です。私ども日星産業は、日本では「日星」と書きまして、既にこちらに加入しています日産化学工業の 100%子会社、商社部門、その上海現地法人になります。2003 年に現地法人化しまして、化学品、電子材料、一部機械部品等をやっています。私自身、この 1 月に二代目としてこちらに赴任したのですが、まだまだ未熟なものですから少しでも知見を広めたい

と思い、この会合に参加しました。今後ともよろしく申し上げます。

宮原(ジェットロ上海)

ペンタックスの瀬尾様、よろしく申し上げます。

瀬尾氏(ペンタックス)

こんにちは。ペンタックスの瀬尾です。ペンタックス R&D は昨年 9 月からスタートしまして、研究開発を進めています。今回、IPG にも開発と出願ということで参加させていただきます。どうか、よろしく申し上げます。

宮原(ジェットロ上海)

株式会社山武の平岡様、申し上げます。

平岡氏(株式会社山武)

皆さんこんにちは。株式会社山武の平岡です。弊社は自動制御関係のシステムと専用機器を扱ってしまして、プラントの制御、ビルの空調制御もやっています。今日は、この会場が少し寒いのではないかなという気がします。ここはたぶんうちの制御を使っていないと思いますが、省エネとか知財権も含めてやっていきたいと思っています。私どもは専用機器で、いわゆる偽物がだいぶ出回ってしまして、いまは意匠権の問題で 1 つ係争を抱えていますが、皆様方のご経験を是非拝聴しまして、私どもの運営にまた活かしていきたいと思ひます。どうぞ、ひとつよろしく申し上げます。どうもありがとうございます

ました。

宮原(ジェットロ上海)

ヤマハ発動機の史様、お願いします。

史氏(ヤマハ発動機)

皆さんこんにちは。ヤマハ発動機北京事務所の史琨です。この度、上海 IPG の入会をご承認いただき、ありがとうございました。

当社の知財関係の現地対応は、日本へ帰国中のため本日欠席しているホリグチと私の 2 人で北京で行っています。今後、上海 IPG の会合についても、我々も積極的に参会させていただきます。是非よろしくお願いします。

宮原(ジェットロ上海)

最後に、弁護士の野村先生お願いします。

野村氏(弁護士)

皆さんこんにちは。前回の IPG で少しお話ししましたので、名前と顔を覚えていただいている方もいらっしゃるのではないかと思います。

私は IPG は、かれこれ 2 年ぐらい前に北京と上海とで意匠権についてお話をしたことがありまして、今回ご承認をいただいて会員として参加することができました。これから、皆様に役立つようないろい

るな情報を提供していきたいと考えています。

私は上海の駐在が約 2 年で、中国在住は 3 年ぐらいになります。知財と M&A を仕事の中心にしていますが、知財に関しては例えば侵害訴訟に関するアドバイスとかライセンス、その他リーガルリサーチといったことをやらせていただいています。これから、私もこちらで皆様方と一緒に学ばせていただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

宮原(ジェットロ上海)

新規メンバーは以上でおしまいですが、本日私どもジェットロのマニラより知的財産を担当しているイトウが来ています。ご挨拶を兼ねてお話をさせていただきます。

伊藤(ジェットロマニラ)

皆さんこんにちは。ジェットロマニラの伊藤です。マニラでは、まだ IPG は立ち上がっていませんが、昨年来知的財産に関する勉強を始めています。こちらの中でも、何人か既に情報共有している方がいらっしゃるかと思いますが、今後マニラのほうでも知的財産に関して、より勉強を進めていきたいと思っています。今後ともよろしく申し上げます。

宮原(ジェットロ上海)

報告事項の 2 点目、上海 IPG ピックアップ講座について、簡単にご説明します。

本件については、資料 3 をご覧ください。資料 3 に記載してありますとおり、ピックアップ講座の趣旨はこれまで一度講演等で取り扱っているテーマについて、再度皆様に情報をご提供するものです。上

海 IPG も 2002 年来数年を迎えました。ご担当者様の変更等々の事情から、昔のテーマでもまだニーズがあるというものもありますので、今後随時 2 時から 3 時の枠で講演等をさせていただければと思っています。ただ、会合が年 6 回ありますが、すべての会でピックアップ講座をやるのではなくて、おそらく 3 回、4 回ぐらいのペースで今後開催することになるかと思います。本日は、事前にメール等でご案内を差し上げましたとおり、識別シールのご紹介ということで 3 社の講演を行う予定でしたが、私どもの手落ちで 1 社が遅刻しまして 2 社からのご紹介になってしまいました。3 社目がいま外に到着してしまっていて、4 時半ごろの休み時間のときに名刺交換だけでもさせてほしいという希望を話しています。つきましては、もしご希望されるメンバーがいらっしゃいましたら、お休み時間の枠に名刺交換をしていただければと思います。

私のほうですっかり失念していましたが、いちばん最初に 2007 年度の運営幹事のご挨拶をいただくところでした。お手元の資料 2 に、今年度の幹事 6 名様が記載されています。グループ長以下一言ずつご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

久永氏(デンソー)

昨年に引き続きまして、グループ長をしますデンソーの中国の久永です。よろしくお願いいたします。

松島氏(コニカミノルタ)

今年から運営幹事になりましたコニカミノルタ中国投資有限公司の松島です。よろしくお願いいたします。



津田氏(住友化学)

昨年に引き続き、運営幹事を務めます住友化学上海の津田です。よろしくお願い申し上げます。

白浜氏(ブラザーチャイナ)

昨年に引き続きまして、運営幹事を担当しますブラザーチャイナの白浜です。よろしくお願い致します。

林氏(シャープ)

今年からですが、運営幹事を務めますシャープの林です。よろしくお願い致します。

宮原(ジェトロ上海)

今年度の運営幹事にもう1名、カネボウの岩間様にお願いしていますが、本日はご都合が悪くてご出席いただけませんでした。

引き続きまして、水際ワーキンググループ 2007 年度活動実施計画等について、リーダーの荒川様よりご紹介いただきます。よろしくお願い致します。

荒川氏(カシオ計算機)

配布されている資料 4 に沿って説明します。もう 2、3 年目に入りまして、今年度に関しては税関に対する真偽判断のセミナー若しくは訪問等を通じまして、中国の流通量の多い重点的な海関に対して、継続して働きかけを行っていきたいと思っています。またワーキングの活動としましては、各社の実施例もしくは弁護士等の勉強会を通じて、知識を深めていければと思っています。それと同時に、

昨年ずっと開催してまいりましたセミナー関係に関する実績の効果確認も、継続して行っていきたくと思っています。セミナー関係にしましては、真ん中より少し下を書いてありますが、各メンバーから要望を書き出していただきまして、まとめて優先順位を付けながら順次行っていきたくと思っています。行いましたそういうものの効果に関しては、随時皆様にご報告したいと思っています。短いですが、これよりしくお願いします。

宮原(ジェットロ上海)

どうもありがとうございました。続きまして、「江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」の設立会合が 4 月 27 日に南京にて行われました。そのときの模様等を幹事の白浜様よりご説明いただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

白浜氏(ブラザーチャイナ)

お送りしました資料 5 をご覧ください。先般来ご連絡していましたが江蘇省 TSB と上海 IPG のブランド保護連携フォーラムが、4 月 27 日に南京で設立記念総会が開催されましたので、簡単ですが概要をご説明申し上げます。

もともと、このブランド保護連携フォーラムについての趣旨は、中国政府当局と日本企業が直接連携を取りながら知的財産権保護活動に取り組むために、相互の交流、協力関係を確保するためのプラットフォームを設立して、それを基盤にした各種事業を展開するという趣旨に基づいて今回のフォーラムが設立されました。この設立記念総会の日本側の出席者は、上海総領事館の隈丸総領事様、タナカ領事様、経済産業省から松林参事官、以下ジェットロ様と日本企業のほうが 20 社 28 名、合計し

まして日本側から 36 名の参加をいただきました。中国側からは江蘇省の人民政府の副所長のキウ様、国家知識産権局のリユウ副司長様、以下江蘇省の取締りを実際にやっていただく TSB 側から 117 名、合計中国側から 130 名の参加をいただきました。合計で 166 名の参加をいただきまして、無事に開催しました。

簡単ですが、概略については 9 時半から開会宣言を技術監督局の副局長様からいただきまして、設立宣言の読上げ、定款の読上げ、第 1 回のメンバー公開というものをジェットロの花田様のほうからいただきました。第 1 回の参加メンバーの企業一覧は、後ろから 2 枚目に載っています。全部で 41 社、今回のメンバーの企業一覧としてリストに挙げています。そのあと、証明書の発行や各来賓の方々からご挨拶をいただきまして、無事に今回の設立記念総会の開催を終えることができました。

今後の活動は、これをきっかけに江蘇省の TSB と我々日系企業を含めた今回参加いただいた企業を中心に、模倣品の調査に関する情報の提供や真贋判別の情報提供、あるいは実際に模倣品が見つかった場合の連絡先の担当者のリストの提出等を行いまして、迅速な情報の交換、交流を図っていく形で進めていくものと思います。以上です。

宮原(ジェットロ上海)

どうもありがとうございました。続きまして、昨年度末に行いました浙江省 TSB 向けセミナー、江蘇省南通市の AIC 向けセミナーの概要について、松島様よりご説明いただきます。

松島氏(コニカミノルタ)

お手元の資料 7、8 に基づいて、それぞれ説明します。まず浙江省 TSB に関しては、浙江省は非常

に模倣品被害が多い。それから、業者が集中しているという位置づけの下で行われました。開催日時は 3 月 9 日、年度末です。場所は浙江省ニイアン市。これは、ハンジョウより 1 時間くらい車で奥に行った所です。権利者側の参加者は、いちばん最後の頁にありますように 10 社 16 名様。オブザーバーも入っています。浙江省 TSB 側は 117 名という大勢の参加をいただきました。内容の詳細は割愛させていただきますが、弊社も出席させていただきました、非常に浙江省 TSB の熱意が感じられました。アンケートにもありますように、トレインの時間をもっと長くしてほしいとか、前向きのご意見が多かったと思います。

江蘇省南通市の AIC 向けセミナーは 3 月 29 日に行われました。私はこれには参加していないので、先ほど浙江省のコメントは申し上げましたが、雰囲気等はわかりませんのでそこは割愛させていただきます。こちらは AIC 側が総勢 95 名で、権利者側が 6 社 9 名で、これもいちばん最後に参加された企業とお名前が書いてあります。詳細は別途お手元の資料をご覧くださいと、以上で報告を終わります。

宮原 (ジェットロ上海)

どうもありがとうございました。引き続き、2006 年度の IPG 全体の活動報告について、グループ長の久永様よりご説明を賜ります。よろしく申し上げます。

久永氏 (デンソー)

資料 10 について、ご説明申し上げます。2006 年度の活動方針が上に書いてありますが、特にいちばん下に書いてある、上海 IPG のメンバーの皆様の関心が最も高い中国における営業機密管理問

題について対応していくということで、新しい項目が入りました。活動内容は 2 に書いてありますが、総括としていちばん後ろの 3、3 枚目に書いてありますので、そちらを見ていただいたほうが結果がわかると思っていますので、そちらをご参照いただきながら説明してまいります。

総合評価です。全部で 6 回開催しまして、皆様にアンケートを取りましたところ、回答をいただいた方 100%の中で満足が 25、まあまあが 26 という結果をいただいています。どうも皆様、いろいろご協力いただきましてありがとうございます。実際の活動です。下の 3、中国における営業機密管理の対応については、特に新規のやり方としてパネルディスカッションを行いまして、この点は特に好評をいただいたかなと理解をしています。4 の上海 IPG、模倣品の水際対策ワーキンググループは 2005 年度に立ち上げていますが、メンバー間で情報共有を 6 回のミーティングで行いまして、満洲里等の税関を訪問して幅広い活動を展開しています。

2 頁の 5 の中国政府・業界団体等の積極的な意見交換については、先ほど説明がありましたような上海市江蘇省、浙江省の工商局等の定期的なミーティングあるいは情報交換を行う。特に浙江省の技监局とは、ブランド保護フォーラムの設立が先ほどご説明がありましたような形で決定しています。また日本からの訪中団については、知財協会等との情報交換を行っています。欧米企業との情報交換については GM、BOSH の知財の担当の方をお招きしまして、それぞれの会社の模倣品対策について情報交換を、あるいは内容についてご説明いただくということで皆さんの情報に資する形でやっています。また、最後の情報発信についてはジェットロにご尽力いただきまして、上海 IPG の IP ニュースレターを発行していただきまして、IPG メンバーへの情報発信の強化を努めました。以上です。

宮原(ジェットロ上海)

どうもありがとうございました。続きまして、2007 年度の新規の調査あるいは活動について、私から簡単に口頭でご説明します。

まずは近々開催されるイベントが、2 つございます。1 つは先般メールでご案内差し上げました新疆での会合です。QBPC、新疆建設兵団等々関連部門、それから私ども上海 IPG あるいは北京、広東の IPG とともに 200 名程度のイベントを行います。5 月 29 日から 6 月 1 日までの予定で、第 1 日目は主に政府部門あるいは業界代表からの現状報告。第 2 日目は企業からのセミナーという内容になっています。こちらについては、7 社が上海 IPG からご参加いただくことになっています。また次回にご報告したいと思っています。

もう 1 つは、これはまだ予定ですが、6 月 4 日の週に自動車、自動車部品の業界と浙江省でセミナーを行う予定です。こちらは、そもそも自動車工業会が浙江省で AIC、TSB 等とのセミナー、意見交換を予定されていまして、私ども上海 IPG と協力してやったほうが効率的ではないかという観点から、1 カ月ぐらい前から調整を行いまして、いま準備を進めているところです。TSB からはセミナーは OK というご連絡をいただいておりますが、AIC は難航している状況ですので、もう少し時間が経たないと開催の目処が見つからないというところです。

各種の調査に関しては、昨年末に皆様に事業実施アンケートというアンケートを取った際に、江蘇省におけるマクロ調査、模倣品の調査、インターネットでの侵害調査といったものへのご興味等々についてお問い合わせしています。かなりの会社から興味があるというご回答をいただいておりますので、事務局としては積極的に今後進めていきたいと思っておりますが、申し訳ありませんがまだ私どもの予算等が決まらない状況ですので、これらの点の整理がつき次第、また皆様のほうにご案内したいと考

えています。2007年度の調査等については以上です。

新規のワーキンググループアンケートについてということで、住友化学の津田様よりご説明をお願いします。

津田氏(住友化学)

この新規のワーキンググループについて、皆様方からアンケート結果をいただきました。全体で55の回答をいただきました。業界またワーキンググループで進めることについて、約30社から賛成をいただいています。その他の25社については、具体的にはっきりした回答をいただけませんでしたが、反対という意見ではありません。いわゆる前向きな回答を頂戴しました。それを前回の運営委員会で新規ワーキンググループの進め方について相談し、各業界で最低4、5社が集まれば、またそのグループが自主的に運営されることを条件に、運営幹事会は積極的にサポートしようということにしました。もちろん、ジェットロ上海、事務局も応援はしていただけます。この具体的な進め方については、追ってジェットロ上海、事務局から皆様方にご連絡が行きますので、このときにご回答をいただいで具体的に進めていきたいと思ひます。

宮原(ジェットロ上海)

どうもありがとうございました。連絡事項の最後として、私から2006年に実施しました展示会調査の結果概要についてご案内します。

前のパワーポイントのスクリーンにも提示していますが、資料12として本日配布しています。昨年度10月ごろでしたか、上海IPG、北京、広東のIPGメンバーにご案内させていただきました、展示会の

共同調査を行いました。結果としては 10 業界 30 数社で実施しまして、成果は発見した侵害件数が 196 件、特定した製造元が 130 件となっています。ただし、こちらの侵害件数ないし製造元というのは、その展示会の現場で侵害をしている件数及び展示会の現場のブースに製造元と思われる企業名が書いてあるということです、このあと詳細の調査をして突き止めたということではありません。今年度も本調査に関しては引き続き実施したいと北京、広東も含めて考えていますが、先ほどの他の調査と同様にまだ予算等が固まらない状況ですので、追ってご案内したいと思っています。

少し長くなりましたが、以上で連絡事項はおしまいになります。ここまでで何かご質問等がありましたら挙手いただけますか。よろしいでしょうか。

それでは、連絡事項の最後にありましたが、昨年度に行った展示会調査について、講演「2006 年度展示会調査成果報告」ということで、住友化学の津田様より住友化学のフォローアップ等についてご説明をいただきたいと思えます。津田様、よろしくお願ひします。

## **【第2部 講演会 講演】**



## 2006 年度展示会調査成果報告

住友化学(上海)有限公司 董事

上海 IPG 運営幹事 津田小亮

住友化学上海の津田でございます。今回、私ども農薬業界として、侵害調査のこのプロジェクトに参加させていただきました。

ご紹介がありましたように、昨年 8 月にジェットロ様全体で、北京、上海を含めて、中国の展示会における模倣品調査実施プロジェクトというのをご案内いただきました。2006 年 3 月に商務部、国家工商総局、国家版權局、国家知識産権局、2006 年第 1 号令ということで、展示会における知的財産の産権保護弁法というものが発効しております。私ども業界では、あちこちで毎年そういう展示会があるのですが、そういうところでも商標権侵害などがしょっちゅうあって、どうやって対応したらいいのか非常に悩んでおりました。今回、11 月に福建省の廈門市で、中国政府主催の農業部の展示会がありましたので、これを今回のジェットロの調査プロジェクトに参画させていただきました。

(PPT 開始)

この展示会の概要ですが、先ほど申しましたように中国政府の農業部がやっております。場所は福建省です。これは非常に大規模で、参加者は 10 万人です。参加企業も約 1,000 社以上です。たった 4 日間ですが、この会場の中を回るだけでも大変です。ジェットロから QCAC に委託されて、この開催期間中に、そういう侵害などがないかどうか調査いただきました。結論はほとんどが商標権侵害です。私どもで発見したのは、21 件です。これは日本曹達様の製品で、“甲基托布津”というのですか、これは日本曹達様が 20 年以上前に自社で発明された殺菌剤です。これの商標権侵害です。これは、弊社の“速克靈”という野菜用の殺菌剤で、これらの 2 つの商標は中国中の農民はほとんど知っていま

す。日本曹達さん関係は 12 件、住友化学は 9 件、これに 1 つ加えて、『住友』という社名の商号の商標権侵害がありました。

侵害の案件 21 件に対して、今回は、日本農薬様の侵害品はなかったのですが、私どもは業界として、日本曹達様と私どもについて、このことがわかってすぐに、違反者に対して警告状を送りました。この警告状は国家、省、地区、工場所在地のコピーを必ず送ります。それから、これは農業部主催ですので、農業部の農薬検定所法執行監督所にもコピーを送ります。ジェット様ので、コピーを送付しています。ということは、ジェット様または日本政府がこのプロジェクトについてバックアップし、この調査をやっているということを中国政府関係者ならびに侵害者に知っていただくために、必ずコピーを送ることは重要かと思えます。

その結果、陳謝状の回答があったのは 3 件。電話で「もうやりません」と言ってきたのが、3 件ありましたが電話では認められないので文書で返事をしなさいと言っても、未回答でした。陳謝状を送ってきても本当の陳謝状になっていないのが 1 件です。

次がいちばん大きな問題です。警告状を送ったのですが、その工場の住所がわからないということで、全部返ってきたのが、21 件中 13 件で、半分以上を占めています。『住友』商号の件ですが、これについては本社を通じて、法律事務所経由で、すぐに行政執行の投訴を行い、行政処罰まで実施しました。

一方、私どもがこういう写しを各当局に送った結果、農業部検定所からは、“各省の農業検定所にすぐに調査するように指示した”との文書での回答をいただきました。これは私ども初めての経験です。農薬検定所の公印を押した文書が発給されたわけです。また、広東省の汕頭の工商局からは、電話で「違反者の住所を探したが、そこにその工場はなかった」という反応もございました。

ここでもっとも重要なことは、この展示会の主催は農業部です。10 万人も参加した展覧会で、その出品している会社の中に住所不明という工場または Dealer、が参加し、知的財産権侵害、商標権の侵害をしていることです。この事実については、その主催者である農業部に対し、「今後の再発防止、監督を強化してください」という文書を出しました。これも上記のコピー先に全部コピーを送りました。これも日本政府も見えていますということになります。

『住友』の商号侵害ですが、この会社は再犯です。2004 年に武漢で開催された農業部主催の展覧会で発見しました。翌年に企業名称抹消の行政処置をとりました。そして、今回の展覧会に参加し、場内を巡回したところ、また出しています。これは再犯です。これについて、すぐに本社/現地法律事務所経由 関係当局に投訴し、山東省の青州市にある会社ですから、青州市工商行政管理局が処罰しました。処罰内容は、“商標法”、“商標実施条例”の条項により商標権侵害と判断され、今後と「住友」という名前を使用することの中止、印刷された袋を全部没収、罰金 5 万元という処罰決定をいただきました。

簡単に写真をご紹介します。これが会場です。このような小さなブースがたくさんあります。これはあまり人がいなところですが、本当は人がいっぱい、各ブースを見て回るのも大変です。これは日本曹達様の“甲基托布津”商標の侵害です。「日本技術」と書いてあります。これも日本曹達様の殺菌剤です。これは住友化学の“速克靈”という殺菌剤で、彼らのパンフレットに記載されています。これは、「中国济南住友農薬有限公司」のブースです。以前、この商標、商号登記を抹消抹殺するのに 2005 年の 1 年間かかりました。これは、製品の袋の写真で、下のほうに少し見えますが、「中国济南住友農薬有限公司」と印字されており、この袋が全部没収されたということです。

その後、各社が対応した結果を簡単にご紹介します。これは警告状の事例です。このコピーを各

当局に出します。ある会社は、自分たちの会社が当局のブラックリストに載るということを恐れ、「自分たちの警告状のコピーを当局に送らないでくれ」と言ってきた事例もありました。私はそういった意味で、警告状の写しを当局に出すのは非常に有効なことかと思えます。

これは侵害者からの陳謝状の一例です。“すみませんでした、もうやりません”という内容です。これらの陳謝状を必ず保管しておきます。公印と責任者の署名が絶対に必要で、再犯があったときにはこれを見せます。今後何かあったときには証拠になると思います。住所のわからないような会社が、展覧会で商標権侵害を堂々とやっていたので、主催者である農業部に対して出した陳情書の事例です。これは、農業部という政府機関が主催している展覧会で、このようなことがあっていいのかと思うのです。私は今回の経験から、他業種の展覧会で、たとえば、自動車部品とか、そのような事例があり得るのかお聞きしたいぐらいです。これは辛抱強く、何度も何度も農業部には文句を言うつもりです。

これは先ほど言った農薬検定所の公印のある文書で、“警告状を見ましたと。この数社についてはちゃんと農薬登録がありますが、その他についてはディーラーか何かだろうから、ディーラーの工場かもしれないので、北京から各管轄のところに調査するように指示した”という内容のものです。中国では、政府機関から、私企業宛てにこのような公式文書なかなか入手し難いものです。

これは処罰決定書です。処罰決定まで経験された皆様はご存知と思いますが、このようなものです。これは、この会社が『住友』商標を違法に使用していたことに対し、処罰決定がなされた事例で、で、先ほど申し上げた内容です。

まとめとして、このような侵害があったときには放置しない事です。初めてやるというのは大変と思われませんが、私共のこのような事例がありますので、警告状をどうやって書いたらいいとか、いろいろ情報交換をすればすぐに実施できます。当局に写しを必ず送る。正式な陳謝状受領まで、中途半

端にせず必ず対応する。受領した後、今後はもうしませんねということ、再度、確認したほうがいいかと思ひます。重大な案件については、処罰決定までフォローアップしたほうがいいのではないかと思ひます。また、主催者側に、こういう権利侵害があるということ、わけのわからない会社が参加していること、および展覧会における知的財産権保護の弁法があることをもっと理解してもらうことが重要かと思ひます。以上です。

(PPT 終了)

### < 質疑応答 >

宮原(ジェトロ上海)

ただいまの津田様のご講演について、ご質問をお受けします。

村橋氏(日本曹達)

日本曹達の村橋です。今回、このプロジェクトに参加させていただきましてありがとうございます。この中で弊社の事例で少し変化がありましたので、それをご紹介するとともに、この件について皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

先ほど津田さんからご紹介がありましたように、電話だけで陳謝があつて、それに対して正式な書面での陳謝状を出しなさいとリクエストしたら、それが梨の礫になってしまう件がうちでも 1 件あつて、何度かプッシュしたのですが、一向に反応がありませんでした。業を煮やしまして、その工場を管轄する工商行政管理局に「こういうことでずっとこちらの要求を無視して、一向に反応がないので取り締まってください」とレターを出しました。そしたら、管轄している AIC から、「パンフレットに載っているだけで

は摘発できません。実際にその品物を持って来なさい」と回答がありました。

それで考えるに、パンフレットに載っている時点でしっかりと商標は侵害しておりますので、十分に摘発可能だと思うのですが、当局からこういう対応を受けてしまいました。これは先週の話で、弊社としては困っています。このような事例をお持ちのメーカー、あるいは法律の専門家の方、こういう場合にどのように対処したらいいのかを教えていただきたいと思います。

宮原(ジェットロ上海)

対象の工場の中で生産はしていなくて、パンフレットだけに掲載されている。これに対して行政処罰ができるかどうかですね。谷口先生、お願いしてもよろしいでしょうか。

谷口氏(フラーレン)

弁護士の谷口です。いまのご質問は商標権侵害ということで、工商行政管理局に苦情の申立てをされた事案ですね。

商標法の商標権侵害でいう商標の使用は、現物がなければ侵害にならないというのではなくて、広告、カタログに載せるということでも、当然侵害になるのです。販売の前提段階にありますが、商標法の場合は全然問題なく、侵害に当たります。だから、どういう意味でおっしゃったのかわかりません。

特許権の侵害の場合には、以前は特許権の侵害の場合は、物がないと侵害にはならなかったのです。ところが、2001年7月1日の特許法の第二次改正で、WTOのトリップス協定の28条でいう、販売の申入れがあれば侵害に当たるという特許法の改正が行われました。これは発明特許と実用新案特許、これについて改正があったわけです。その場合の販売の申入れというのは、特許法には規

定はあまりせんが、最高人民法院で司法解釈というものを出していて、その中に販売の申し出というのは、販売の前段階です。ショーウィンドーに物を展示したとか、広告も入っています。最高人民法院の司法解釈には、ショーウィンドーの展示とか、広告とか、その他の販売しますという意思表示が客観的に表われている行為であればいいとなっています。

特許法の詳しい中国の本を見ましたら、それだけではなくて口頭でもいいし、インターネットで広告を載せたものでもいいです。だから、結構幅広い範囲で認められるべきなのです。だから、行政官庁の解釈というのは、当然、商標法の解釈も間違っているし、特許品であれば昔の考え方をとっていると云えるのではないかと思うのです。その辺は、明確に解説書を付けるなりして、はっきり言ったほうがいいと思います。

宮原(ジェットロ上海)

他にいかがでしょうか。

大竹氏(レオン自動機)

レオン自動機の大竹と申します。今回会員の方のご紹介で、IPG の会員ではないのですが参加させていただいています。私の企業は食品機械を扱ってしまして、昨年、上海の国際展示場で展示会があったときに、約 100 社の出展の中で 18 社が弊社の特許権侵害の可能性があるので、知的産権局の方等にご協力をいただいて、その対策に当たってきました。今年も明日から 3 日間ベーカーリーチャイナという展示会があって、その調査のために来ています。

今回、展示会調査ということが、ジェットロが経済産業省から委託を受けているということなのですが、

どのような手続を取ると、私どものような食品機械も展示会の企画の対象になり得るのかを教えてください  
ただきたいのですが。

宮原(ジェットロ上海)

手続自体はさほど難しいものではありませんで、調査の実施が決まった時点で、私どもからメンバー様に調査参加のご案内を差し上げています。昨年度の条件としては、少なくとも2社以上が集まって調査の申込みをすること、それから当然権利を持っていること等の、調査の実施に不可欠な事項が条件になります。以上を満たされた場合には基本的にはお断りすることはないというスキームで調査を行っています。

今年度については、おそらく7、8月ぐらいのご案内になるうかと思っています。

大竹氏(レオン自動機)

IPGの会員が、とりあえず対象ということですか。

宮原(ジェットロ上海)

可能であれば、日本全国の企業を対象にしたいと思いますが、日本全国に公示する手段を持ちませんことと、あまりに急に広げてしまうと、私どもも面識のない方ばかりですと対応し切れない可能性もあるということで、昨年度についてはIPGメンバーに絞らせていただきました。

時間の都合もありますので、本件に関してはこれで終わらせていただきます。津田様、どうもありがとうございました。



引き続き MATTEL 社の Theodore Pang 様より、「MATTEL 社の知的財産権保護活動について」という題のご講演をいただきます。よろしくお願いいたします。

【講演】

## MATTEL 社の知的財産権保護活動について

Senior Counsel, Director, Asia Pacific Legal Affairs, Mattel Inc.

Theodore Pang

こんにちは、私は日本語を話せませんし、中国の北京語もうまく話せませんので、ご了承ください。本日はジェトロ上海センターから講演の依頼をいただきまして、大変光栄に思います。まず、私は Pang と申します。MATTEL 社のアジア太平洋地区の法律総監を務めております。私はもともと弁護士をしておりまして、以前は MATTEL 社から外注を受けていましたが、現在では同社に入っております。それでは私の講演を始めます。

まず、MATTEL という会社を簡単にご紹介します。我々 MATTEL 社はアメリカの会社で、4 つの分野を持っています。第 1 分野というのは Play with passion、つまり遊ぶ熱情ということです。次は Play together、一緒に遊ぼうということです。3 番目の Play fair というのは公平的に遊ぶということです。Play to growth というのは、一緒に遊びながら成長しましょうということです。

まず、MATTEL 社の歴史についてご紹介します。歴史紹介の後に、当社はアジア太平洋地区において、どのような知財権保護活動を展開しているかをご紹介したいと思います。

(PPT 開始)

当社の概要を簡単に紹介しますと、世界でいちばん規模の大きい玩具のメーカーです。1945年にアメリカで創設されました。最初は小さな会社で、玩具の家具をつくっていました。この写真に写っている4名は、当社の創設者です。

当社は玩具の専門会社でありまして、1980年代はディズニーと提携関係を結びました。1990年代に入ってから、当社はM&Aに力を入れておりまして、ウノというポーカーの会社を買収しました。Fisher-Priceは3歳以下の児童を対象とする玩具会社です。そのあとには、Tyco Toys、American Girl、Matchboxといった会社を吸収しました。

当社でいちばん有名なプラモデルというのは、バービー・ドールでありまして、36億米ドルの価値があると思われます。バービー・ドールは現在では150カ国以上で販売されています。そしてバービーは45以上の国籍を持っています。アメリカでは、1人の女の子は平均で10以上のバービー・ドールを持っています。フランスでは女の子1人については、9以上のバービー・ドールを持っています。イギリス、ドイツ、カナダ、イタリアは、平均で8以上のバービー・ドールを持っています。ところで、アジア太平洋地区ではあまり有名ではないかもしれません。

もう1つのブランドはHot Wheelsです。これは世界で男の子のためのブランド商品をつくっている会社で、2番目はMatchboxという会社です。当社は毎年3億台のミニカーをつくっています。つまり、当社は世界で最もミニカーの生産量の多い会社だと思っています。そして、当初は他に板を使う玩具をたくさん開発しています。その会社はスクラブルという会社で、大変有名です。

そして、Fisher-Priceというブランド、赤ちゃんと3歳以下の子どもたちのための玩具のブランドです。アメリカでは80%以上の家庭に、平均で12以上のFisher-Priceの玩具があります。

American Girlというブランドですが、ご存じないと思いますがアメリカでは大変有名なブランドです。

American Girl は当社が 1996 年に買収した会社で、いまでは 1,000 万以上の人形を販売しました。American Girl というのは大変高い人形で、平均で 1 つ 100 ドル以上します。この人形は単純な人形だけではなく、後ろに人形の歴史や概要を紹介する本が入っています。アメリカという歴史の浅い国では、大変な人気を得ています。

もう 1 つはライセンスとブランド、つまり当社が許可を与えて他社に生産してもらう玩具のことです。ワーナーブラザーズ、ディズニー、そしてセサミストリート、いずれも当社のパートナーです。皆さんの家で子どもが遊んでいる玩具が私の会社の製品であっても、たぶん知らないだろうと思います。

当社の本部はアメリカのロサンゼルスにあります。そして、42 カ国以上に事務所を持っています。そして 150 カ国以上で当社の製品を買うことができます。当社の従業員は 25 万人います。

当社の法律チームについてご紹介します。当社の知的財産権保護については、私たちはベストだとは思っていませんが、アメリカの経験を参考にいただければ幸いです。

当社の本部の部門が、タゴンミという所にあります。グループは 4 つに分かれて、ライセンス、訴訟、会社や事務、娯楽の部門です。私はアジア太平洋地区では、この 4 つの仕事をすべて担当しております。

当社の知財権についてお話ししたいと思います。知的財産権というのは、当社にとって最も重要な財産だと考えております。当社は知財権保護に対して大変大きな投資をしています。毎年、当社のマーケットとコマーシャルに対する投資は、数千万ドルにも達しています。毎年、商標の出願件数はアメリカではトップ 1 となっています。特許の出願件数も米国ではトップ 5 に入っています。

当社の知財権保護についてご紹介します。3 つの部分があります。1 つは、会社内で、従業員がいかに知財権保護に努めているかということです。2 つ目は、当社の社外の関連のパートナー、つまり

当社がライセンスを与えている生産者とベンダーとの知財権保護の関係です。3つ目は、我々の新会社に対する取締りです。

社内の従業員の知財権保護について紹介します。従業員は必ず自分の専門のところを入社の際に紹介することが定められています。つまり、この従業員が前に勤めていた会社での発明は、当社では使ってはいけないということです。当社は訴訟の目標となっていますので、特に訴訟の好きな米国人にとっては、非常に重視されています。アメリカでは訴訟が好まれます。マクドナルドのことは皆さんご存じだろうと思います。なぜマクドナルドで熱いコーヒーをこぼしたのかわかりませんが、その後にマクドナルドを提訴して、訴訟に勝ったという事例があります。その訴訟を起こした理由というのは、マクドナルドがコップの上に「これは熱いコーヒーですよ」という警告の言葉を書いていなかったからです。つまり、アメリカでは小さなことでも訴訟の対象となります。ですから、我々従業員が以前に発明したものを、当社で再使用することは駄目です。

当社に入社すると、すべての従業員は当社と発明に関する契約を締結しなければいけません。契約の中では、雇用期間中に従業員がつくった、あるいは発明した、創造したものの知的財産権はすべて MATTEL 社に所有されることが明記されます。従業員が辞めるときには、これらの文書を持って行ってはいけません。つまり、この人が会社を辞めて、約束した時間帯に書類の片付けをきちんと行うことがはっきりしています。

そして、その契約の中には、当社を辞めた後の数年間、競争相手の会社に入ってはいけないということも定められています。例えば、私が MATTEL 社をやめて他の会社に入って、その会社が MATTEL 社と競争関係であれば、私は提訴される対象となります。

そのほかに、たくさんの発明者が当社に打診をする、つまり当社が彼の発明を買って、彼の知財権

を使うこともよくあります。もし当社が発明者の発明を買うと決定した場合に、この発明者と契約をして、彼のこの発明に関しては他社に再度売ってはいけないということを明記しておきます。そして、すべての知的財産権も当社のもものとなります。もし、この発明者が発明を当社に売りたいくない場合は、ライセンス委託という形式もできます。当社がライセンスをもらって委託生産をする形でできますが、ただし他の会社に委託することはできません。

当社の知的財産権を保護する対象は主に 4 つあります。1 つは、特許、商標、コピーライト、そして商業秘密です。

当社は商品の開発をするときには必ず調査を行います。つまり、この商品は以前に誰かが発明していないかを調査します。その調査は、主にアメリカ、EU、日本、中国で行います。そして、その 4 カ所を探したところで、ほとんどの知的財産権の事実が調査できるので、それから商品の開発に入ります。

例えば調査の結果で、以前あった玩具が当社がこれからつくろうとするものと非常に似ている場合があります。この場合は当社は 4 つの方法に基づいて処理を行います。1 つはこの玩具の開発を放棄します。2 つ目は、前の発明のところから知的財産権を買うことです。3 つ目は、ライセンスができるかどうかについて検討することです。4 つ目は、相手の知財権を避ける方向で新しいものをつくることです。相手の知財権を避ければ起訴されないので、大丈夫です。

現在、アメリカでは大きな案件があって、相手は.....という会社です。ご存じでしょうか。この会社はアメリカではアルファベットのスペリングを教える会社だそうです。我々の調査によると、この会社の特許は A と B が入っていることです。当社はアルファベットごとのスペリングではなく、単語ごとのものを開発すると考えています。その関係で特許は完全に違ってきます。しかし、結果としては相手に提訴されました。つまり、特許の侵害の起訴になった理由というのは、単語を読むという特許が侵害された

ということです。起訴の金額は 11 億米ドルです。しかし、初回の審判は当社が勝ちました。相手が上訴して、今回も当社が勝ちました。

我々が勝った理由を言うと、2 つありまして、1 つは我々と相手の特許の範囲が違うということと、相手の特許は成立しないということです。相手の特許を取り消したことで、しかもその特許は相手にとって大変重要な特許であったので、相手は最高裁判所に提訴しました。しかし、先週の結果では、最高裁判所も相手が敗訴したと審判を下しました。これは当社にとっては大変素晴らしいニュースで、もし当社が負ければ株価の暴落は避けられません。

先ほどの話は、要は調査でこの商品の特許は安全であることを確認することが大事であるということを行いました。我々は商標出願、特許出願のときには、まずアメリカで行います。しかし、もし特許の所有者が中国の国籍であれば、必ず中国においても特許の出願をしなければいけない。それは新しい法律で定められていることです。この場合でしたら、当社は、まず中国で関係の特許の出願をして、その後にアメリカで行います。

我々の商品の品種は非常に数が多いので、すべて特許で保護されています。毎年 3,000 種以上の玩具が新しく販売されます。しかし、全世界でそれらの 3,000 以上の玩具を保護することは大変難しいと思います。ですから、我々はその中の最も市場性の高い、いちばん売れているようなものを選んで、その玩具の特許を出願します。どこの国で出願するかは、我々の法律部門とマーケットの部門が共同で決定します。我々は毎月会議を開いて、どの玩具がいちばん売れそうで、どこの国がいちばん売れるか、その話をした上で、この国で保護の申請を出します。ほとんどのアジアの国、例えばインドネシア、ベトナム、シンガポールは市場規模が小さいから、あえて申請しなかったのです。

米国では特許の出願は、必ず製品が発売されてから 1 年以内に行わなければいけないということ

です。ほかの国はもっと厳しいと思います。例えば EU の場合は、もし販売されたら特許を出願できなくなります。ですから、我々は常に従業員に対して、もし従業員の発明が特許出願できれば、必ず当社の法務部に相談するように教育しています。この場合は従業員と当社の弁護士が細かく話をし、この玩具はどのような機能があるのか、どのような特徴があるのかについて、細かく打合せをします。ですから、アメリカの会社では会議が非常に多いのです。私は、社内では毎日会議が 10 回以上あってもおかしくありません。私は知的財産権の担当者ですので、関係のないような会議があっても、必ず私の出席が要求されています。

それでは、当社の特許の保護をどうやって申請するかについて、お話をします。例えば、ある従業員が 1 件の発明をした場合、すぐその発明の申請票を書き込みます。この申請票というのは確認のためのもので、つまり、この発明が以前にあったかどうかを確認します。アメリカでは著作権の登録は必要ありませんが、当社は、著作権の保護も対象としています。特許も、毎年費用がかかります。毎年費用を払って、その維持をしています。当社の法務部門は毎年、特許について選別を行います。その特許を引き続き保護するか、あるいは放棄するのかを決定します。

製品にはそれぞれラベルが貼られていまして、その上に、US のパテントの番号、商標、それから、「オール・ライツ・リザーブド」という注意書きが書かれています。今日の話は、アメリカと EU でいかに知的財産権の保護の活動を展開しているのかを中心にお話をしています。そのあとで、中国での偽造品取締りの活動についても一部触れますが、当社は主にアメリカ市場がメインの市場ですので、今日の話の中心は、アメリカでの取締りの話になります。

中国も、偽造品取締りのチームを持っています。しかし、偽造品取締りの中心の対象国は、アメリカと EU です。もう 1 つ、商業秘密も知的財産権だ、という考えを強調していきたいと思います。多くの弁

護士は、特許は商標と著作権だけを指すと言っています。しかし、当社は商業秘密も大変重視しています。それも知的財産権の1つだと我々は認識しています。

それでは、当社においてどのように商業秘密を守っているのかをご紹介したいと思います。当社は、従業員との間に、例えばその従業員が外部の人間と接触する場合に、当社の秘密が漏れてはいけないという契約を締結します。その契約が調印されて初めて、社外の人間と話することができます。我々と従業員との会話の内容が、ほかの人に話されてはいけません。我々の模型、書類、金型もすべて保護されて、そのマークが書かれています。一部の商業秘密の書類の上には「秘密」という文字が書かれていて、普段は誰も見られないようになっています。もし訴訟が発生した場合、この商業秘密の文書が訴訟の根拠となります。

それから、当社のセキュリティは大変厳しいものです。当社は大きな会社ですので、一部のところは誰も入れないように設定されています。例えば、見学者が当社を見学する場合は、カメラを持ってはいけません。いまは、携帯電話もカメラ機能が付いているものが多いです。ですから、当社に入ったら、すぐ「電源を切ってください」と我々が言います。お客さんが我々のところに入ってきたとき、オープンエリアは入れますが、禁止エリアには入れません。もし禁止エリアに入りたい場合は、パスワードが必要となります。当社の従業員は、ソフトのダウンロード、アップロードができません。それから、ハード設備を勝手に使ってはいけません。当社は、自社の知財権を保護すると同時に、他社の知財権をも保護しています。もし従業員がライセンスのないソフトをダウンロードした場合、あるいは不正にハードを使った場合は、我々は警告処分を行います。もし重い場合は、解雇までの措置がとられます。

玩具の展示会が、しょっちゅう行われています。この展示会は社内の展示会ですので、毎年、お客さんに当社を見学してもらって、当社のもを見てもらいます。当社は、外部では展示はしていません。



見学者が当社に見学に来る前に、必ず、その内容を秘密保持する、守秘するという契約を交します。

そのあとに、カメラと携帯電話を我々の受付に保存してもらいます。

展示室は大きな図書館のようになっていまして、それぞれの模型、あるいは製品の上には、タグが書かれています。いちばん最初のサンプルや商品には、すべてマークが書かれています。つまり、この商品は、すべてこういった追跡管理を行っていますので、誰が、いつ、どこで、どういう数量を持って行ったのか、すべて管理されています。ですから、私たちが知らないうちに誰かがある製品を持って行ってしまったということは、まずあり得ないと思います。実際のところ、競争相手の会社が当社に来て、商業スパイの活動を行った実例もあります。つまり、相手が、当社がいまどういう商品を開発しているのか、どういうものを売ろうとしているのか、それを探るためにやってくるのです。それから、一部の競争相手は、当社が捨てたゴミを持ち帰って、それを盗用する恐れもありました。当社のゴミを分析して、当社はどういうものをいま開発しているのかを調べ、当社のを先に販売しようと考えたのです。これは、中国では2回しかありませんでしたが、アメリカでは非常に頻度の多い事件で、いつも発生しています。ですから、当社は、商業秘密に対しては大変重視をしています。もし玩具が廃棄となった場合は、それを非常に細かく粉碎します。簡単な処理はしません。そして、毎年、従業員の知的財産権に対する認識を改めて強調するために、当社は、従業員が当社での義務を誓う契約書を交しています。

次に、我々が第三者の侵害についてどのような活動をしているのか説明します。我々は、数多くの法律執行機関と一緒に、偽物の取締りとライセンスのないものの取締りを行っています。当社の考えでは、現在、市場の商品の7%がコピー商品だと思っています。おもちゃ産業でいうと、その12%はコピー商品であると思っています。中国では、それを取り締まるのはなかなか難しいです。中国では裁

判所と工商管理局が我々のクレームを受け付けてくれないので、我々はなかなか勝てません。

これも、偽物の一例です。当社は、Hot Wheels という炎の形をしている商標ですが、偽物も炎のような形をしています。けれども、中の英語は違います。これは、国内ではなかなか取り締まる方法はありません。こういう案件をどのように処理をしているのか、あとでお話をします。

マイシーンも、バービーガールの 1 つの商品です。でも、中国にはマイスタイルという商品があります。実際は、全く同じように見えます。そして、包装も非常に近いです。このマイムードも、当社のコピーです。見ればわかりますように、マイシーンとマイムードの包装は全く同じです。

国内で取締りをする場合は、商標法を使ってはいけません。我々は、反不正競争法、あるいは著作権法を使って対応します。ところで、国内では著作権法は非常に複雑です。反不正競争法で、相手の金型を取り締まることができます。しかし、取締りを行ったあとに、相手はすぐ包装を変えてしまいます。ですから、我々は外で取締りを行います。これは、ロサンゼルスの写真です。中国で発見した商品の偽物です。我々は、数多くの国に事務所を設置しています。もし中国国内で偽物を発見した場合は、もしそれが数量が少なければ、あまり注意をしません。先ほどのマイムードのように大量に生産された場合は、我々はそれを追跡していきます。これらの偽物の最終的な出荷先はどこであるかを調べ、その出荷先で取締りを行います。この前は、数万個のマイムードがアメリカに輸出されました。上の写真にあるサンタートイコーポレーションは、アメリカのある玩具の会社です。この会社の主な市場は、南米と北米です。この商品のアメリカへの入国を、一応認めました。しかし、そのあと当社は、アメリカの警察と一緒に、その商品の行方をずっと追跡していました。私は、香港からアメリカに行って、その取締りの活動を行いました。数千個、大きな箱が発見されました。

これは、キンリーシンジャイの人形の頭の部分です。これは、偽物をつくる側が間違っ

いう刻印を押してしまったという事例です。たぶん、つくる人は、1 つの不注意でいまの文字を彫ったと思います。

これは、もう 1 つの事例です。トイオブザイヤー、いちばん売れている玩具でした。当社の名前は、トレインツィスターです。偽物の名前は、ストラータムトリスティという名前です。中身も包装も、全く同じように見えます。我々は、中国の東莞でクレームの闘争をしました。そして、この工場に行って取締りの活動を行いました。この案件の難しいところは、当社の商標を真似したわけではないことです。そして、地方保護主義があることです。そのために、アメリカから 2 人の弁護士に来てもらって、一緒に取締りを行いました。取締りを行う前に、アメリカ大使館にもこの事件について話をしました。そのあとに、アメリカ大使館が中国の行政機関に手紙を出しました。そして、効果がありました。当社は QBPC の会員で、業界間に緊密な関係を持っているパートナーがいっぱいいます。我々は QBPC という組織に所属しています。メンバーは、当社のほかに、ディズニー、ハスブロ、タイムウォーナーがいます。我々は、常に情報の交流をしています。例えばディズニーの偽物を発見した場合は、ディズニーに通報をします。この場合は、我々のほうにも通報されます。つまり、情報をシェアするというのが我々のやり方です。

QBPC というのはプラットフォームで、情報を交換するための場所です。そして、常に行政機関に向いて、いろいろなセミナーを開催しています。そのほか、専門のチームをつくって、アメリカ大使館、中国の関係の行政機関と交渉するためのチームをつくっています。当社は大使館との関係が非常によく、大変お世話になっています。そして、地方の行政機関に行くと、ディズニーの本物とコピー物、当社の商品の真贋識別のセミナーを開催しています。我々は常に一緒に行動をして、常に緊密な連携をとっています。

最後に、当社に関するストーリーを若干紹介したいと思います。初めてのバービーはいつ出て、値段はどのくらいだったか、ご存じでしょうか。初めてのバービー人形は 1959 年につくられまして、3 ドルでした。毎年どのくらいのバービーをつくっているでしょうか。毎年 1 億のバービーをつくっています。世界でどこの会社がいちばん多く車を生産しているでしょうか。我々の会社です。毎年どのくらいの車をつくっているでしょうか。3 億台のミニカーをつくっています。いくつかの国で当社の製品が買えるでしょうか。150 以上の国です。最後に、ビデオをご覧ください。バービー人形に関するビデオです。

(PPT 終了)

### < 質疑応答 >

宮原 (ジェットロ上海)

ご質問がございましたら、社名とお名前をおっしゃっていただいた後に、お願いします。いかがでしょうか。まだ時間もございますので、ご遠慮なく挙手いただけますか。

小島氏 (東陶)

大変貴重な講演、ありがとうございました。後半のところ、おもちゃの取締りの事例があったと思います。トレインツィスターという件があったと思うのですが、説明の中で、商標権侵害があって、地方の保護の圧力がある中で、アメリカの政府を使って取締りをやったというお話だったのですが、結局のところは何の侵害で取り締まられたのかというところを、教えていただければと思います。

Mr Theodore Pang

アメリカでは、いくつかの理由で訴訟を起こすことができます。例えば、さっきの人形の首の後ろに、

当社のマーク、商標が書かれていました。2 つ目は、著作権です。包装用の箱が、当社と同じような箱を使っていました。そして、顔も同じだったので、著作権の侵害となりました。あまりにも共通点が多いので、中国の反不正競争法と同じような理由で起訴しました。その結果として、先の販売者は逮捕されて、いまは懲役となりました。我々は、いつもこういう方法でやっています。つまり、中国から出荷されたところ、出荷先で取締りを行っています。特に、中国からアメリカへ、EU へという、その最終のところ  
で取締りを行います。

宮原 (ジェットロ上海)

よろしいですか。

小島氏 (東陶)

ありがとうございました。タイトルは中国での取締りというタイトルになっていたのですが、これはあくまでもアメリカで取り締まったという理解でいいかということと、水際で取り締まったときに、流通業者を押さえたのか、それとも製造元までアメリカの法律をもって追及できたのか、その点を、追加で質問して恐縮ですが、教えていただければと思います。

Mr Theodore Pang

そうです。中国で調査をして、アメリカで取締りを行ったということです。いまの会社は貿易の会社だったので、その会社が懲役という法律の制裁を受けました。ただ、中国の工場は影響がなかったようです。

宮原(ジェットロ上海)

そのほかに、ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、Theodore Pang 様に、拍手をもって感謝の意を表していただければと思います。以上をもちまして、第 28 回上海 IPG を終了させていただきます。